

令和2年第1回狭山市定例教育委員会会議議事録

開催日時 令和2年1月21日（火）
午後3時33分から午後4時06分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 向 野 康 雄
教育長職務代理者 吉 川 明 彦
委 員 橋 本 秀 樹
委 員 宮 崎 英 子
委 員 後 藤 邦 江

欠 席 者 な し

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

生涯学習部長	滝 嶋 正 司	次長兼教育総務課長	内 藤 光 重
社会教育課長	田 中 肇 夫	中央公民館長	横 瀬 康 裕
学校教育部長	和 田 雅 士	参事兼教育指導課長	伊 藤 秀 一
教育センター所長	稲 葉 正		
書 記	堀 川 清 美		

傍 聴 者 数 0名

報告事項

- ・第66回狭山市成人式の結果について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

1月12日（日）に狭山市市民会館大ホールを会場に挙行了。該当者は、平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの方、1,412人であり、前年度と比べ66人の減である。出席者は1,039人で24人の減であるものの、出席率は73.58%と1.66ポイント高くなった旨の報告がなされた。

- ・第43回狭山市人権教育実践研究会について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

2月14日（金）13時30分から16時30分まで、狭山市市民会館小ホールを会場に、狭山市教育委員会と狭山市人権教育推進協議会の主催により、

学校教育と社会教育が連携して取り組む人権教育推進体制の確立に努めることなどを目的に開催する。人権啓発ビデオ「いじめ—一歩ふみ出す勇氣」を視聴したのち、入間川小学校儘田教諭、西中学校山崎教諭、新狭山公民館中里主事からそれぞれ、現場における実践・事例発表を行い、前笹井小学校校長の松澤氏より指導講評をいただく予定である旨の報告がなされた。

・公民館の臨時休館について

報告者（中央公民館長）

（要旨）

中央公民館について、狭山市市民交流センターの給排水管改修工事（七夕などのイベント時、トイレの大量排水に対応するための増径工事）に伴い、センター施設内のすべての上下水道が使用できないため、臨時休館する。期間は、2月25日（火）から28日（金）の4日間であり、広報さやま2月号にて周知する。また、入曽公民館について、入曽地域交流センターへの移転に伴い、3月1日（日）から31日（火）までの1か月間臨時休館する旨の報告がなされた。

・令和元年度教育委員と転入教職員との懇談会について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

12月13日（金）、狭山市立教育センターにおいて行われた。前任の市町との比較ということで、子どもたちについては、「のびのびしている」「人なつっこい」と好意的に受け止めている教諭が多く、環境面では、「大型テレビがありがたい」「陶器の食器が良い」など好評であった。課題として、「B版の用紙がほしい」「前任市では出席簿は電子化されていてよかった」などの意見もあり、それらも参考に今後の教育行政の施策を進めていきたい旨の報告がなされた。

・令和元年度第2回実用英語技能検定結果（中学3年生）について

報告者（教育センター所長）

（要旨）

10月4日（金）に3校、5日（土）に4校が実施し、公費による受験者数は508名であり、第1回の586名と合わせると1,094名となり、市内中学3年生の97.3%が受験済みとなる。第2回の実施結果は、2級は、28名中7名合格（合格率25.0%）、準2級は、123名中39名合格（合格率31.7%）、3級は、269名中88名合格（合格率32.7%）、4級74名中39名合格（合格率52.7%）、5級は、14名中8名合格（合格率57.1%）である旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、30名の未受験の理由はとの質疑に、学校受験の設定のない準1級以上所持者やこれまで不登校等により学校で受験できな

かった生徒、申し込みはしたが当日欠席した生徒である旨の答弁がなされた。

・狭山市教育委員会後援名義の使用行事について

報告者（社会教育課長）
（教育指導課長）

（要旨）

社会教育課関係 3 件及び教育指導課関係 2 件の申請があり、審査の結果、使用許可を行った旨の報告がなされた。

・その他

博物館の空調設備等改修工事について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

施設の老朽化に伴い、空調設備とハロン消火設備の改修工事を実施するもので、館内作業を 2 月 1 7 日（月）から 3 月 1 9 日（木）までの間実施する予定である。この間、企画展の予定はなく、暖房は使用できないが休館せずに開館する旨の報告がなされた。

議 案

議案第 1 号 狭山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

地方公務員法及び地方自治法の改正により会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、狭山市教育委員会処務規程の別表中の文言を改めるため、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 1 号については、原案可決した。

以 上